

審 査 事 件 票

平成22年4月分
東京地裁管内
東京第五検察審査会
追番号 (5)

関連事件	平 年 号 () 平 年 号 () 平 年 号 () 平 年 号 ()								
受 理 事 項		手 続 事 項				議 決 事 項			
(1) 氏名 被 疑 者	性別等 男・・1 ○ 女・・2 法 人 3	(6) 審 査 期 間 1 受 理 平 成 年 月 日 2 第1回審査会議期日 平 成 年 月 日 3 議 決 平 成 年 月 日 審 査 期 間 1~3 年 月 日 間 (準備) 1~2 年 月 日 間 (実質審査) 2~3 年 月 日 間	(7) 審 査 会 による 審 査 会 議 回 () 実 地 見 分 回 () 所 在 尋 問 回 () 小 委 員 会 による 記 録 調 査 等 (在 序) 回 () 実 地 見 分 回 () 所 在 尋 問 回 () 回 数 計 回	(8) 起 訴 相 当 不 起 訴 不 当 起 訴 猶 予 法 令 上 刑 を 免 除 す べ き 場 合 起 訴 訴 訟 条 件 は 具 備 し て い る が 被 疑 事 件 が 罪 と な る か ど う か が 不 明 確 で あ る か , 犯 罪 の 嫌 疑 が 十 分 で な い 相 当 訴 訟 条 件 は 具 備 し て い る が 被 疑 事 件 の 罪 と な ら ない こと が 明 確 で あ る 不 当 訴 訟 条 件 を 欠 く 申 立 て の 取 下 げ が あ っ た 審 査 申 立 人 が 死 亡 し , 又 は 審 査 申 立 て を し た 法 人 が 存 続 し な く な っ た 打 切 り 当 該 事 件 に つ い て 公 訴 の 提 起 又 は 刑 訴 法 266 条 2 号 に よ る 付 審 判 の 決 定 が あ っ た 職 権 審 査 開 始 後 次 の 事 由 が 判 明 し た (イ) 審 査 の 対 象 と な る 不 起 訴 処 分 の 不 存 在 (ロ) 法 30 条 た だ し 書 該 当 (ハ) 同 一 事 件 に 関 す る 実 体 的 議 決 の 存 在 (ニ) 管 轄 権 な し	(8) 申 立 却 下 移 送 審 査 の 対 象 と な る 不 起 訴 処 分 そ の も の が 存 在 し ない (法 2 条 1 項 1 号) 申 立 権 が ない (法 30 条) 申 立 代 理 人 に 代 理 権 が ない 同 一 事 件 に つ い て 再 度 の 申 立 て が な さ れ た (法 32 条) 同 一 理 由 の 不 起 訴 処 分 に 対 す る 申 立 て (法 41 条 の 8) 申 立 て が 書 面 に よ ら ない で さ れ た (法 31 条 , 施 行 令 18 条) 申 立 書 の 記 載 が 著 し く 不 備 で , か つ , 補 正 で き ない (法 31 条 , 施 行 令 18 条) 申 立 て が 単 に 不 起 訴 処 分 の 理 由 の 当 否 を 争 う に す ぎ ない 管 轄 検 察 審 査 会 以 外 の 検 察 審 査 会 に 審 査 の 申 立 て が あ っ た (法 30 条 , 施 行 令 21 条) 同 一 事 件 に つ い て 2 個 の 管 轄 検 察 審 査 会 に 審 査 の 申 立 て が あ っ た (施 行 令 20 条 2 項)				
						(2) 事 件 名 政 治 資 金 規 正 法 違 反 被 疑 事 件 ()	(3) 申 立 て 1 職 権 2 端 緒 申 立 権 な き 者 の 申 立 て a 投 書 b マ ス コ ミ の 報 道 c そ の 他 d 移 送 3	(4) 理 由 起 訴 猶 予 1 嫌 疑 不 十 分 2 嫌 疑 な し 3 罪 と な ら ず 4 そ の 他 5 検 察 官 検 事 1 副 検 事 2 検 察 事 務 官 3	(5) 氏 名 [隠 蔽] 性 別 等 男 . . . 1 女 . . . 2 法 人 3 資 格 告 訴 人 1 告 発 人 2 請 求 を し た 者 3 被 害 者 4 遺 族 5 申 立 権 な き 者 6 弁 護 士 に よ る 申 立 代 理 の 有 無
受 理 事 項		手 続 事 項				議 決 事 項			
受 理 事 項		手 続 事 項				議 決 事 項			

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。